

## 令和8年度東大和市友好都市交流促進補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、東大和市（以下「市」という。）と友好都市福島県喜多方市（以下「喜多方市」という。）との積極的な交流を促すため、予算の範囲内において、市民の自主的な交流に要する事業費又は宿泊費の一部を補助し、もって市民文化の向上並びに喜多方市との永続的な友好及び親善を図ることを目的とする。

### (補助対象事業)

第2条 補助対象となる事業は、団体が喜多方市の区域内の同等の団体と友好及び親善を目的として交流を行う事業（以下「交流事業」という。）及び個人が喜多方市の区域内の宿泊施設を利用する事業（以下「宿泊事業」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象としない。

- (1) 交流事業又は宿泊事業と同様の趣旨で、市が募集又は招集した場合や当該補助以外の補助金を交付している場合
- (2) 社用、公用等に係る交流事業又は宿泊事業を行う場合
- (3) 学校教育の一環として交流事業又は宿泊事業を行う場合
- (4) 政党活動その他の政治活動及び宗教活動の一環として交流事業又は宿泊事業を行う場合
- (5) 宴会等の親睦のみの交流事業を行う場合

### (補助対象団体及び個人)

第3条 交流事業において、補助対象となる団体は、市の区域内の福祉、産業、文化、社会教育、スポーツ等に関する団体（以下「団体」という。）とし、次の要件を備えているものとする。ただし、政党その他の政治団体及び宗教団体を除く。

- (1) 会員の過半数が、市の区域内に在住し、在勤し、又は在学する小学生以上の者で構成されている自主的な団体で、次条第1項に規定する交流事業への参加者が4人以上いること。
- (2) 団体として活動の実績があること又は今後継続的な活動が見込まれること。
- (3) 補助対象となる者は、当該事業の参加者のうち市の区域内に在住し、在勤し、又は  
在学する者とする。

2 宿泊事業において、補助対象となる個人は、市の区域内に在住する者とする。

### (補助対象経費及び補助額)

第4条 補助対象となる経費及び補助額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交流事業については、当該交流事業に係る事業費を補助対象の経費とし、補助額は、当該事業参加者のうち市内在住在勤在学者一人当たり3,000円とする。
- (2) 宿泊事業については、宿泊費を補助対象の経費とし、補助額は宿泊日数に関わらず、一人当たり2,000円を上限とする。

2 前項の規定において、次に該当する場合には補助対象としない。

(1) 前項第1号の規定において、その経費に係る市以外からの補助がある場合には、その補助額を当事業総額から差し引いた団体負担額又は個人負担額が、当該補助額以下の場合には補助対象としない。また、補助がない場合においても、団体負担額又は個人負担額が、当該補助額以下の場合には対象としない。

(2) 前項の第2号の規定において、その経費に係る市以外からの補助がある場合は、当該宿泊費からその補助額を差し引いた個人負担額までを補助対象とする。また、補助がない場合においても、個人負担額が当該補助額以下の場合には、個人負担額までを上限とし補助対象とする。

3 交流事業に対する経費と宿泊事業に対する経費とは、併せて補助をしないものとし、いずれか年間一人1回を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする団体の代表者(以下「代表者」という。)又は個人(2人以上が同一の宿泊事業に参加する場合で、同一申請書により申請するときは、当該参加者の中から選出されたものを含む。以下同じ。)は、令和8年度友好都市交流促進補助金交付申請書(第1号様式)を交流事業又は宿泊事業を行う期日の初日の10日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定により申請をしようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 交流事業

ア 事業計画書(第2号様式)

イ 収支予算書

ウ 参加予定者名簿

エ 団体の活動状況や沿革等を証する書類やその他参考となる書類。新規団体においては今後の団体活動計画を記した書類

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 宿泊事業

ア 参加予定者名簿(2人以上で、同一申請書により申請するときに限る。)

イ その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付するか否かを決定し、令和8年度友好都市交流促進補助金(交付・不交付)決定通知書(第3号様式)により代表者又は個人に通知するものとする。

(変更・中止承認通知)

第7条 代表者又は個人は、補助金の交付決定後の事情変更により事業計画等を変更し、又は中止しなければならないときは、速やかに令和8年度友好都市交流促進補助金(変更・中止)承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

(変更・中止承認及び通知)

第8条 市長は、前条に規定する申請を承認したときは、令和8年度友好都市交流促進補助金(変更・中止)承認通知書(第5号様式)により代表者又は個人に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 交付決定通知を受けた代表者又は個人は、交流事業又は宿泊事業の終了後速やかに令和8年度友好都市交流促進補助金交付請求書(第6号様式)により、市長に請求す

るものとする。

2 前項の規定により請求をしようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 交流事業

ア 事業実績報告書（第7号様式）

イ 収支決算書

ウ 参加者名簿

エ 交流した事実が確認できる書類やその他参考となる書類

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 宿泊事業

ア 参加者名簿（2人以上で、同一請求書により請求するときに限る。）

イ 宿泊施設の領収書（2人以上で、同一請求書により請求するときは、利用人数が明記されているもの。）

ウ その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた団体又は個人に対し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他必要事項）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、東大和市補助金等交付規則（昭和42年規則第6号）の定めるところによるものとし、実施に必要な細目については、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。